**坂戸市公共施設の休館について**

市内公共施設の利用にあたり、埼玉県が埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議において決定した埼玉県有施設の休館を参考に、本市の公共施設の休館期間について次のように定めることとしたい。この方針は市内各施設共通の方針とし、各施設の利用にあたっては、引き続き「新しい生活様式」及び各施設において定めている感染予防対策等を遵守すること。

記

１　休館期間

令和３年１月３日（日）から令和３年１月１７日（日）まで

２　対応内容

（１）新規施設利用申請の停止

休館期間内の利用について、新たな利用申請を停止する。

（２）利用申請済みの施設利用の自粛要請

・休館期間内において、既に利用申請済みの利用団体等に利用日の変更などの要請を行う。

・休館期間内に施設の利用を行う場合は、利用団体等に対して感染対策を厳格に行うよう強く要請する。